官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務六八）　二
〔法規的告示〕
○登録基幹技能者講習の登録をした件（国土交通七五一～七五三）　二
〔その他告示〕
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一一六一）　三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通七五四～七六五）　三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件（同七六六～七六八）　四
○道路に関する件（中部地方整備局七五）　五
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　五
〔人事異動〕
官庁事項　五
〔叙位・叙勲〕
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　六
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（広島労働局最低工賃公示一）　六
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　六
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七一）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二七

省　令

○総務省令第六十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

総務大臣　村上誠一郎

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［略］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで及び第十六号に規定する事務 ［3　略］	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第二条の十**　［同上］ 2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 ［一・二　同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務 ［3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第七百五十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録年月日　令和七年四月十四日

(二)　登録番号　48

(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

一般社団法人全国特定法面保護協会

（代表者　川村　公平）

東京都港区新橋五丁目七番一二号

丸石新橋ビル三階

(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

一般社団法人全国特定法面保護協会

東京都港区新橋五丁目七番一二号

丸石新橋ビル三階

(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

令和七年四月十四日

(六)　登録基幹技能者講習の種目

登録基幹技能者

○国土交通省告示第七百五十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録年月日　令和七年六月二十日

(二)　登録番号　49

(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

一般社団法人斜面防災対策技術協会

（代表者　若林　直樹）

東京都千代田区平河町二丁目七番四号

(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

一般社団法人斜面防災対策技術協会

東京都千代田区平河町二丁目七番四号

(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

令和七年六月二十日

(六)　登録基幹技能者講習の種目

登録斜面防災基幹技能者

○国土交通省告示第七百五十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和七年七月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録年月日　令和七年六月三十日

(二)　登録番号　50

(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

全国建築石材工業会

（代表者　矢橋　達郎）

東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号

入澤ビル五階

(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

全国建築石材工業会

東京都台東区浅草橋一丁目二二番一三号

入澤ビル五階

(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

令和七年六月三十日

(六)　登録基幹技能者講習の種目

登録石材施工基幹技能者

その他告示

○農林水産省告示第千百六十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月二十八日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）については、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一・二　（略）	一・二　（略）
三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）	三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）
法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	237,400
（略）	（略）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	219,400
（略）	（略）

第四～第九　（略）	第四～第九　（略）

○国土交通省告示第七百五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大洋電機株式会社　群馬事業所　制御機器工場	群馬県伊勢崎市八斗島町726番地	定周波装置（負荷容量が60キロボルトアンペア以下のものに限る。）	令和６年８月27日から令和８年11月12日まで

○国土交通省告示第七百五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社高澤製作所	大阪府東大阪市衣摺六丁目８番33号	プロペラ軸	令和６年９月13日から令和11年９月12日まで
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	船尾軸	〃
〃	〃	船尾軸封装置	〃

○国土交通省告示第七百五十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟造船株式会社　新潟工場	新潟県新潟市中央区入船町四丁目3776番地	鋼製船体	令和６年９月１日から令和11年８月31日まで

○国土交通省告示第七百五十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大東ポンプ工業株式会社　本社工場	埼玉県八潮市木曽根313番地１	ポンプ（油圧ポンプを除く。）	令和６年10月７日から令和11年10月６日まで

○国土交通省告示第七百五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大晃機械工業株式会社　本社工場	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施209番地の１	ポンプ（油圧ポンプを除く。）	令和６年12月１日から令和11年11月30日まで

○国土交通省告示第七百五十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
トーハツマリーン株式会社　本社工場	長野県駒ヶ根市下平4495番地９	船外機（連続最大出力が92キロワット以下のものに限る。）	令和７年１月７日から令和12年１月６日まで

○国土交通省告示第七百六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ＩＨＩ原動機　新潟ガスタービン工場	新潟県北蒲原郡聖籠町東港５―2756―３	排気タービン過給機	令和６年11月25日から令和11年11月24日まで

○国土交通省告示第七百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Rolls－Royce Solutions GmbH	Maybachplaz 1, 88045 Friedrichshafen, Federal Republic of Germany	内燃機関（シリンダの径が130ミリメートル以上170ミリメートル以下のものに限る。）	令和７年５月27日から令和12年２月19日まで

○国土交通省告示第七百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
日興電機工業株式会社　本社・秦野工場	神奈川県秦野市菩提90番地	電動機	令和７年４月13日から令和12年４月12日まで
〃	〃	発電機	〃

○国土交通省告示第七百六十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD.	31／1　RANGSIT－ONGKHARAK ROAD, BUNG YEETHO THAN YABURI, PATHUMTHANI 12130, KINGDOM OF THAILAND	船外機（連続最大出力が30キロワット以下のものに限る。）	令和７年５月25日から令和12年５月24日まで

○国土交通省告示第七百六十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ＢＥＭＡＣ株式会社　大西工場	愛媛県今治市大西町九王甲1520番地	配電盤	令和７年６月17日から令和12年６月16日まで
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第七百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Rolls－Royce Solutions GmbH	Maybachplaz 1, 88045 Friedrichshafen, Federal Republic of Germany	排気タービン過給機	令和７年２月20日から令和12年２月19日まで

○国土交通省告示第七百六十六号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、令和六年十一月一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	失効の理由
本田**発動**力（福州）有限公司	中華人民共和国福建省福州市晋安区后**屿**路７号	認定に係る事業を廃止したため

○国土交通省告示第七百六十七号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、令和六年十二月三十一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	失効の理由
THAI YAMAHA MOTOR COMPANY LIMITED.	No.64, Mu1, Debaratana Road, Sisa Chorakhe Yai Sub-district, Bang Sao Thong District, Samut Paraka Province 10570, Kingdom of Thailand	認定に係る物件の範囲　船外機（連続最大出力が5.9キロワット以下のものに限る。）　認定に係る事業を廃止したため

○国土交通省告示第七百六十八号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、令和七年三月三十一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
ＪＲＣＳ株式会社豊浦事業所	山口県下関市豊浦町2155	配電盤	製造事業場の認定を辞退したため
〃	〃	制御器	〃
〃	〃	遠隔制御装置の制御盤	〃

○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十八日　中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	清須市廻間三丁目九番八から同市廻間二丁目三番八まで 清須市西市場三丁目十一番九地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月二十八日

国会事項

参議院

報告書受領

七月二十二日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

判事兼簡易裁判所判事に任命する（七月二十四日）

岩井　直幸

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　竹内　努

同　春名　茂

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する（各通）

鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補・鹿児島簡易裁判所判事　一社　紀行

静岡地方裁判所判事補に補する

兼ねて静岡家庭裁判所判事補に補する

静岡簡易裁判所判事に補する（以上七月十八日）

神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・神戸簡易裁判所判事　竹内壮太郎

水戸家庭裁判所判事補に補する

水戸家庭裁判所土浦支部勤務を命ずる

兼ねて水戸地方裁判所判事補に補する

水戸地方裁判所土浦支部勤務を命ずる

土浦簡易裁判所判事に補する

長崎地方裁判所判事補兼長崎家庭裁判所判事補・佐世保簡易裁判所判事　大島　泰史

福岡地方裁判所判事補に補する

兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する

福岡簡易裁判所判事に補する（以上七月二十二日）

○定年退官

最高裁判所判事宇賀克也は七月二十日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

（三重大学名誉教授）

従四位に叙する　丹羽　顯英

正五位に叙する　岡田　洋三

田中　實

従五位に叙する（各通）　野田　邦男

正六位に叙する（各通）　石井　輝夫　今井　淳

熊倉　義城　黒澤　誠

更谷　昌美　座間味　彪

戸敷　榮一　中口　明義

三上　康爾

従六位に叙する（各通）　安孫子　力　安藤　洋

高橋　昇　田中　良治

牧野　好彦

正七位に叙する（各通）　伊藤　定保

従七位に叙する（各通）（以上六月十六日）　石田　克彦　茂原　荘一

徳田　昭　山田　哲夫

従五位に叙する（各通）　今井　昭作　梅村　邦夫

中野　道代　宮沢　明裕

正六位に叙する（各通）　石川　治　石原　孝一

関　誠　高山　直樹

田幡　重雄　那須　五郎

村上　悦夫　森口　秋徳

従六位に叙する（各通）　前田　茂行

正七位に叙する　愛甲　義一　笹野　富雄

（警視庁警部補）

従七位に叙する（各通）（以上六月十七日）　鈴木　功

（北海道教育大学名誉教授）　村山　真一

正四位に叙する　海道　正義　高橋　忍

従五位に叙する（各通）　寺井　暢彦

井波　康一　岩橋喜四郎

大村日出雄　平田　元彦

正六位に叙する（各通）　井上　伸栄　遠藤　保

吾郷　郁夫　齋藤和一郎

木本　俊彦　小林　保雄

佐川　利行　品川　時夫

矢田部義治　徳光　文武

従六位に叙する（各通）　佐藤　富春　能澤　祐一

正七位に叙する（各通）　伊藤　政行　大原　稔　柿山　弘行

鯉沼　輝男　土肥　由夫　安岡　昭彦

従七位に叙する（各通）（以上六月十八日）　湯浅　紀尚　和田　有正　伊藤　清隆

従六位に叙する（六月十九日）　田代　憲一

正五位に叙する　川村　恒儀

従五位に叙する　金子　誠

従六位に叙する（以上六月二十一日）　戸敷　榮一

○叙勲

旭日双光章を授ける（六月十六日）　杉尾　眞澄

旭日単光章を授ける（六月十七日）　徳光　文武

旭日双光章を授ける　秋元　守

旭日単光章を授ける（以上六月十八日）　丹羽　顯英

（三重大学名誉教授）

瑞宝中綬章を授ける　今井　淳　黒澤　誠　座間味　彪

田中　實　野田　邦男　牧野　好彦

瑞宝双光章を授ける（各通）　伊藤　定保　鈴木　義彦　角掛　富雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十六日）　山田　哲夫

瑞宝小綬章を授ける　石川　治　中野　道代

瑞宝双光章を授ける（各通）　愛甲　義一　鈴木　功　高山　直樹

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十七日）　田幡　重雄　西森　英雄　齋藤和一郎

井波　康一　木本　俊彦

瑞宝双光章を授ける（各通）　平田　元彦　安岡　昭彦　横山　高史

大原　稔　柿山弘行　鯉沼輝男
品川時夫　相馬敏男　湯浅紀尚
和田有正

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十八日）

田代憲一

瑞宝小綬章を授ける

金子誠

瑞宝双光章を授ける（以上六月二十一日）

官庁報告

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシの規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和７年７月28日

農林水産大臣　小泉進次郎

品　種	名　　称	申請者
トウモロコシ	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＯＮ95275系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

広島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、広島県和服裁縫業最低工賃（平成14年広島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年７月28日

広島労働局長　小沼　宏治

広島県和服裁縫業最低工賃

１　適用する家内労働者　広島県の区域内で和服裁縫業に係る業務（手縫いによる業務に限る。）に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる品目に応じ、１枚（名古屋帯及び袋帯にあっては１本）につき、右欄に掲げる金額。ただし、生地は絹（表生地が絹90％以上のものをいう。）とし、工程は裁ち合わせ、地直し、縫製及び押しの全ての工程とする。

品　　目	金　額
振袖	25,000円
留袖	28,000円
羽織	12,000円
訪問着	23,000円
付け下げ	16,000円
長着	14,000円
長じゅばん	9,000円
喪服	17,000円
道行コート・道中着	16,500円
名古屋帯	4,300円
袋帯	4,200円

４　効力発生の日　令和７年８月27日

国会諸報

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年７月25日をもって満了した。

令和７年７月28日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度海上保安学校学生採用試験（特別）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日

群馬県みどり市笠懸町阿左美一一五五番地

（甲）医療法人社団三思会

理事長　駒井　太一

群馬県高崎市矢島町四四九番地二

（乙）医療法人社団醫光会

理事長　駒井　太一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　令和七年七月五日

掲載頁　三十七頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　四頁

令和七年七月二十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号

（甲）株式会社ロッテ

代表取締役　中島　英樹

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号

（乙）ロッテメディパレット株式会社

代表取締役　酒井　喬亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月二十六日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和六年十月十七日

掲載頁　一三〇頁（号外第二四二号）

令和七年七月二十八日

東京都港区赤坂一丁目八番一号

（甲）アクセンチュア株式会社

代表取締役　江川　昌史

東京都小平市花小金井六丁目三一番二一号

（乙）Ｐａｒｔｎｅｒｓ　ｉｎ　Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　小林　貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十八日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（甲）ちくさ合同会社

代表社員　一般社団法人ちくさ

職務執行者　河原　正幸

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（乙）株式会社伸幸ライト工業所

代表取締役　大崎　章司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による、有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　五十九頁（号外第七十九号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　五十三頁（号外第六十七号）

令和七年七月二十八日

東京都品川区大崎二丁目一番一号

（甲）住友重機械工業株式会社

代表取締役　下村　真司

愛媛県新居浜市惣開町五番二号

（乙）住友重機械ハイマテックス株式会社

代表取締役　木戸　敬彰

岡山県倉敷市玉島乙島八二三〇番地

（丙）住友重機械ファインテック株式会社

代表取締役　古川　竜治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は効力発生日時点で乙の全株式を所有する予定ですので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日本経済新聞

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　四十三頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　八十一頁（号外第一一五号）

令和七年七月二十八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

（甲）日本アイ・ビー・エム株式会社

代表取締役　山口　明夫

千葉県浦安市入船四丁目三六番六号

（乙）HashiCorp Japan株式会社

代表取締役　村田　将輝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pjbc.co.jp

（乙）http://www.AsahiAgency.com

令和七年七月二十八日

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号Ｇ－７ビルディング

（甲）株式会社ブレインズ・カンパニー

代表取締役　菅井　利雄

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号Ｇ－７ビルディング

（乙）株式会社旭エージェンシー

代表取締役　菅井　利雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　二十二頁

令和七年七月二十八日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

（甲）株式会社ＪＧ２７

代表取締役　加地　倫文

東京都港区西新橋一丁目一〇番二号住友生命西新橋ビル

（乙）株式会社コマースニジュウイチ

代表取締役　田中　裕之

合併公告

左記会社のうち甲、丙は令和七年九月一日に合併、甲、乙及び丁は令和八年四月一日に合併して、甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び戊は、第一合併の効力発生を停止条件として令和八年四月一日に合併して、甲は戊の権利義務全部を承継して存続し、戊は解散することにいたしましたので公告します（第二合併）。なお、本合併の効力発生日（令和八年四月一日）に、甲は商号を陽進堂ホールディングス株式会社に変更する予定です。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　九十頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一二六頁（号外第一三八号）

（丙）、（丁）、（戊）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　六十九頁（号外第一六〇号）

令和七年七月二十八日
富山市婦中町萩島三六九七番地の八
（甲）株式会社陽進堂
代表取締役　北村　博樹
東京都中央区日本橋浜町二丁目三一番一号
（乙）エイワイファーマ株式会社
代表取締役　稲垣　伸一
富山市婦中町萩島三六九七番地の八
（丙）信和薬品株式会社
代表取締役　下村　洋司
富山市婦中町萩島三六九七番地八
（丁）ケミカルバイオリサーチ株式会社
代表取締役　西垣　誠
富山市婦中町萩島三六九七番地の八
（戊）陽進堂ホールディングス株式会社
代表取締役　下村　洋司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十二月十六日
掲載頁　一〇〇頁（号外第二九〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十二月十六日
掲載頁　一〇三頁（号外第二九〇号）

令和七年七月二十八日
石川県金沢市新保本四丁目六五番地一六
（甲）株式会社ライフライン
代表取締役　山城　大助
石川県金沢市新保本四丁目六五番地一六
（乙）ソレスト株式会社
代表取締役　山城　大助

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
令和七年七月二十八日
大阪市平野区喜連五丁目二番三八号
（甲）大阪みなみ株式会社
代表取締役　橋野　信生
大阪市平野区喜連五丁目二番三八号
（乙）合同会社育才
代表社員　橋野　信生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　八十九頁（号外第一五五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　九十頁（号外第一五五号）

令和七年七月二十八日
大阪府吹田市江坂町二丁目二番二〇号
（甲）株式会社ピグマリオン学院
代表取締役　白石　琢磨
兵庫県西宮市石刎町三番一八―二〇三号
福井ビル
（乙）ピグマリオン西宮株式会社
代表取締役　伊藤　恭

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、甲は、本合併の効力発生日付でその名称を日本クレアス行政書士法人に変更し、東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三三階に主たる事務所を移転する予定です。

令和七年七月二十八日
神戸市中央区御幸通三丁目一番八号ライオンズ三宮ビル二階
（甲）行政書士法人トータル財務プラン
代表社員　中村　亨
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三三階
（乙）日本クレアス行政書士法人
代表社員　北小路伸彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　二〇二頁（号外第一三三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　二〇六頁（号外第一三三号）

令和七年七月二十八日
福岡県福岡市西区周船寺三丁目二八番一号
（甲）正光印刷株式会社
代表取締役　木村　奨
福岡県福岡市西区周船寺三丁目二八番一号
（乙）松古堂印刷株式会社
代表取締役　木村　奨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://bplust.jp/
（乙）https://fivestar-net.jp
令和七年七月二十八日
佐賀市城内一丁目六番一〇号
（甲）株式会社ビープラスト
代表取締役　友廣　一雄
佐賀市城内一丁目六番一〇号
（乙）ファイブスターネット株式会社
代表取締役　杉山　裕仁

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社リソー教育（乙、住所東京都豊島区目白三丁目一番四〇号）が営む学習塾事業、英語スクール事業および生徒募集勧誘事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、当社は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年七月二十八日
東京都豊島区目白三丁目一番四〇号
株式会社ＴＯＭＡＳ
代表取締役　町田　仁

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割によりＪＦＥエンジニアリング株式会社（乙、本店東京都千代田区内幸町二丁目二番三号）の「ＰＥＴシステム事業」、「流通システム事業」、「機械式駐輪場事業」及び「物流倉庫事業」に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

（甲）https://www.jfe-techmos.co.jp/
（乙）http://www.jfe-eng.co.jp
令和七年七月二十八日
横浜市鶴見区末広町二丁目一番地
ＪＦＥテクノス株式会社
代表取締役　能登　隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営する事業のうち遊技場（所在愛知県高浜市稗田町四丁目六番地　名称マリオン高浜店）経営事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　九十一頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　九十一頁（号外第一六三号）

令和七年七月二十八日
名古屋市東区葵三丁目二五番五号
（甲）株式会社真城
代表取締役　真城　貴仁
名古屋市中川区外新町一丁目二四番地
（乙）株式会社ＴＲＹ＆ＴＲＵＳＴ
代表取締役　山田　孝志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在千葉市中央区村田町八九三番地一九六　屋号フラミンゴ浜野店）経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二日
掲載頁　一五九頁（号外第一五一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　八十九頁（号外第一六六号）

令和七年七月二十八日
京都市上京区出町今出川上る青龍町二三一番地
（甲）株式会社マルハン
代表取締役　韓　裕
千葉県四街道市大日一九二〇番地
（乙）株式会社大日商事
代表取締役　原　伸行

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりクロカワ工業株式会社（乙、岡山県高梁市成羽町下日名一五九番地）の不動産事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　二九〇頁（号外第一六八号）

令和七年七月二十八日
岡山県高梁市成羽町下日名一五八番地
株式会社あかつき
代表取締役　黒川健一郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社田中食品（住所宮城県栗原市築館高田一丁目八番四七号）に対して当社の米穀卸売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　八十七頁（号外第一六六号）

令和七年七月二十八日
宮城県栗原市築館高田一丁目八番四七号
田中食品株式会社
代表取締役　田中　伸次

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社チーム松村（住所東京都港区芝四丁目一番二三号三田ＮＮビル地下一階）に対して当社の事業のうち、株式会社ＤＤグループの株式の全ての保有に係る事業を除く、一切の事業（過去に行っていた事業を含む。）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　五十九頁（号外第一五九号）

令和七年七月二十八日
東京都港区芝四丁目一番二三号三田ＮＮビル地下一階
株式会社松村屋
代表取締役　松村　厚久

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する匠土地株式会社（東京都港区浜松町一丁目二九番六号浜松町セントラルビル二階）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一〇二頁（号外第一六六号）

令和七年七月二十八日
東京都港区浜松町一丁目二九番六号浜松町セントラルビル二階
株式会社ＭＵＫ
代表取締役　山本　吉郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｇｒｅｅｎＯＫＡＤＡ（住所鳥取県境港市幸神町三五三番地）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日
鳥取県境港市幸神町三五三番地
有限会社岡田商店
代表取締役　岡田　信行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
北海道石狩市新港南三丁目七〇三番三四
合同会社ＥＳＧネージメント
代表社員　株式会社イーエスジーマネージメント
職務執行者　近藤　健助

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都杉並区阿佐谷北六丁目四一番九号
合同会社エムエーアドバイザーズ
代表社員　浅野　正和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都目黒区中根一丁目一九番四号
合同会社寿プランニング
代表社員　鳴嶋　壽史

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一六六号）

令和七年七月二十八日
東京都品川区上大崎二丁目七番二六号
株式会社ケイファミリー
代表取締役　金丸　武嗣

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日
東京都港区海岸一丁目一六番一号ニューピアタケシバサウスタワー六階
有限会社孫ホールディングス
取締役　孫　正義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日

東京都新宿区新宿一丁目三四番一一号

合同会社ＶＹ－ｄｒａｙ

代表社員　沖野　快晟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日

大阪市北区中津三丁目二五番九号スタートビル三階・四階

合同会社ＩＷｒｉｔｅ

代表社員　小笠原あゆ美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日

大阪府東大阪市若江東町二丁目七番三―一〇〇三号

合同会社山﨑

代表社員　山﨑　久吉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日

兵庫県宝塚市宮の町一四―一二

合同会社リオ・プログレス

代表社員　李　艶香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＣｒｏｓｓＲｉｖｅｒとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日

奈良市中登美ヶ丘六丁目二〇番五〇号

ＣｒｏｓｓＲｉｖｅｒ合同会社

代表社員　衣川　仁士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ロックロブスターとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十八日

福岡市博多区博多駅前一丁目一五番二〇号

合同会社ロックロブスター

代表社員　三好　隆之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　四十五頁（号外第一五九号）

令和七年七月二十八日

埼玉県三郷市戸ケ崎二四一七番地

株式会社滝沢管工

代表取締役　瀧澤　秀行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億六千七百五十五万千五百円減少し三億円とすることといたしました。

効力発生日は令和七年九月二日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.sacos.co.jp/ir/index.html

令和七年七月二十八日

東京都品川区東五反田四丁目五番三号

サコス株式会社

代表取締役　瀬尾　伸一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十八日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

株式会社ＪＧ27

代表取締役　加地　倫文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十六億二千二百三十一万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　三十四頁

令和七年七月二十八日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

キンドリルジャパン株式会社

代表取締役　イングラム・ジョナサン・マーク

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百七万円減少し、その全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十四頁（号外第一六三号）

令和七年七月二十八日

東京都中央区新富一丁目一五番三号新富ミハマビル四階ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

こはくエンタープライズ株式会社

代表取締役　横倉　弘和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億二千四百五十万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十日

掲載頁　三十五頁（号外第二九七号）

令和七年七月二十八日

東京都大田区平和島六丁目一番一号

京都フュージョニアリング株式会社

代表取締役　小西　哲之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千百万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十九日を予定しており、株主総会の決議は、令和七年七月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://sites.google.com/site/leopardcojp/

令和七年七月二十八日

東京都目黒区目黒一丁目四番一六号目黒Ｇビル

株式会社理論経営

代表取締役　末永　拓海

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年七月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月十二日

掲載頁　七十頁（号外第二八八号）

令和七年七月二十八日

長野県松本市大字今井五九五二番地二

株式会社ＲＪ

代表取締役　齋藤　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/814409/announces

令和七年七月二十八日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

Ｎｅｗ　Ｗｏｒｋｓ株式会社

代表取締役　中村　真悟

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十七日
掲載頁　七十一頁（号外第三〇五号）
令和七年七月二十八日
東京都港区赤坂二丁目一〇番九号
ＤＦｒｅｅ株式会社
代表取締役　中西　敦士

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額、利益準備金の額を二千八百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　四頁
令和七年七月二十八日
三重県松阪市松ケ島町一二番地
株式会社松阪自動車
代表取締役　堀江　啓子

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月二十七日を効力発生日とする関西礦油株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

ただし、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十八日
山口県宇部市小松原町二丁目七番二六号
関西礦油ホールディングス株式会社
代表取締役　岡部　憲治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九十七億六千六百十二万六千六十三円、資本準備金の額を金九十七億九千六百十二万六千六十二円減少することにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権が令和七年七月二十二日から同年八月三十日までの期間に行使された場合には、当該行使により増加する資本金及び資本準備金の額の同額を前文の減少額に加えて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年七月二十八日
東京都港区南青山四丁目二〇番一九号
株式会社ＡＮＡＰホールディングス
代表取締役　川合林太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百五万円、資本準備金の額を二千二百五万円減少し、資本金を三千五百万円、資本準備金を三千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十八日
掲載頁　二頁
令和七年七月二十八日
東京都新宿区神楽河岸一番一号
株式会社カケハシスカイソリューションズ
代表取締役　中川　智尚

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億八千四百三十七万五千五百円、資本準備金の額を金六千百四十三万三千五百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十六日
掲載頁　一〇七頁（号外第三十七号）
令和七年七月二十八日
東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号
ＬＥＤ　ＴＯＫＹＯ株式会社
代表取締役　鈴木　直樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億二千八百十三万千五百円、資本準備金の額を十一億二千七百十三万千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十八日
東京都千代田区一番町二番地
ＣＣＨ７ｆ株式会社
代表取締役　上原　進

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二百四十九万九千八百五十円、資本準備金の額を十五億六千六百十万七千二百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年七月二十八日
東京都豊島区東池袋四丁目二一番一号アウルタワー三階　株式会社ラストワンマイル
代表取締役　渡辺　誠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円減少し五千万円とし、資本準備金については三億円減少することに致しました。

効力発生日は令和七年八月二十九日を予定しております。

なお、資本金の減少額である六千五百万円は、全額を資本準備金に振り替えますが、効力発生日までに当社が新たな株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を資本準備金とすることで、最終的な資本金の額を五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十七日
掲載頁　五十三頁（号外第三十九号）
令和七年七月二十八日
東京都渋谷区渋谷二丁目一六番一号
株式会社テコテック
代表取締役　釣崎　宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月十日から令和七年八月二十九日までの日を払込期日（給付期日）又は払込期間（給付期間）の末日とする募集株式の発行により資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ増加することを条件として、その増加額全額を減少し、それぞれ資本金の額を一億円、資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月七日
掲載頁　七十五頁（号外第七十八号）
令和七年七月二十八日
京都市下京区東塩小路町六〇七番地辰巳ビル一階
株式会社マイファーム
代表取締役　西辻　一真

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五千万円とし、資本準備金の額を一千五百万円減少し四千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十八日
大阪府吹田市春日三丁目一九番二〇―二〇七号
有限会社コバタ興産
代表取締役　小畑　廣和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千七百五十万円、資本準備金の額を三億六千七百五十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十八日

福岡市博多区上川端町一二番二〇号

株式会社ステップアーク

代表取締役　伊勢　剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十八日

鳥取県境港市朝日町二〇番地

山陰冷蔵株式会社

代表取締役　野間　繁雄

合併につき株券等提出公告

当社は、合同会社ＥＳＧと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月二十八日

札幌市中央区南八条西二十二丁目四番一〇号

株式会社イーエスジーマネージメント

代表取締役　安原　浩司

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社市田と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年九月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月二十八日

奈良県桜井市大字上之宮三九九番地

アイサポート株式会社

代表取締役　市田　聖子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二億八千万円減少して三億六千万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/bp01/

令和七年七月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＢＰ０１

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億三千三百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十三日

掲載頁　七十七頁（号外第五十号）

令和七年七月二十八日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

Ｄｒａｇｏｎ特定目的会社

取締役　鈴木　悟史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十六億千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十九日

掲載頁　八十六頁（号外第一一八号）

令和七年七月二十八日

東京都港区赤坂九丁目一番七号

晋特定目的会社

取締役　山本　祐紀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0041/index.html

令和七年七月二十八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・シックス特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

訂正公告

令和七年六月二十七日掲載の合併公告中、乙の商号に「ＴＲＮ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社」とあるは「ＴＲＮ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社」の誤りにつき、訂正します。

令和七年七月二十八日

東京都港区海岸一丁目二番三号

（甲）店舗流通ネット株式会社

代表取締役会長兼社長　青木　達也

東京都港区海岸一丁目二番三号

（乙）ＴＲＮ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社

代表取締役社長　青木　達也

正　誤

令和七年六月二十日（号外第百三十七号）公布

法務省令第三十八号（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五九ページ第一条改正後欄管轄区域欄中四行目から五行目までは次のとおりの誤り。

中種子町　南種子町

同ページ第一条改正前欄管轄区域欄中四行目から五行目までは次のとおりの誤り。

中種子町　南種子町

令和七年七月一日（号外第百四十九号）公布

厚生労働省令第七十一号（雇用保険法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一六ページ改正後欄及び改正前欄一行目の前に次を加える。

附　則

令和七年二月四日外務省告示第五十九号（独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	下	改正後欄	第二号、第四号	第二号から第五号まで
〃	〃	改正前欄	第二号及び第五号	第二号から第四号まで
〃	〃	〃	第二号及び第四号	第二号から第四号まで

令和七年七月二日（号外第百五十一号）財務省告示第百七十六号（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件）

（原稿誤り）

六五	上	六CO., Ltd.

		Co., Ltd.

令和七年七月七日官庁報告欄法務省告示配第五十三号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

一〇ページ四段終りから一七行目から一六行目までを削除する。